

前号ニュースレター第2号（7月22日発行）にて、7月からスタートした保険薬局における「レジ袋」有料化に関する記事を掲載したところですが、記事を見た患者や薬局など、様々な立場の方の声が寄せられたことから、改めて状況を整理してお伝えしたいと思います。

■「院内」の薬局では・・・



レジ袋の費用を負担する義務はない しかし負担を求められる場合がある

医療機関は「医療業」にあたり、レジ袋有料化の義務の対象になりません。よって、その中にある薬局で出された調剤の薬袋およびレジ袋は、有料化の対象になりません。また、コンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品も、患者のために療養の向上を目的としていることから、有料化の対象に当たりません。

しかし、レジ袋削減が推奨されていることから、あらかじめ患者に説明し同意を確認するなどした上であれば、費用負担を求めてもよい、との見解を厚生労働省が出しているため、負担を求められる場合があります。

（参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000644971.pdf>）

■「院外」の薬局では・・・

レジ袋有料化の義務の対象にあたるので レジ袋の費用負担が発生する

医療機関の外にある薬局は、レジ袋の有料化が義務づけられる「小売業」にあたるため、レジ袋を利用する場合は有料で負担することになります。



■レジ袋には有料化の対象外のものがある

院外薬局で薬をもらう際のレジ袋をめぐっては、レジ袋の費用負担が発生する場合とそうでない場合と混在している声が全腎協へ寄せられています。

そもそもレジ袋の有料化は、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考え、過剰な使用を抑制しライフスタイルを見直すきっかけにしていくことを基本にはじまりました。

レジ袋の中には、環境性能が認められ有料化の対象にならない、繰り返し使える厚手のレジ袋やバイオマス素材のレジ袋などもあります。

このような有料対象外のレジ袋で対応している薬局（院外）には、レジ袋の費用を求められない場合もあります。

院外薬局へレジ袋の有料化について確認する際は、今回の記事をご参考下さい。

